

## 第5章 騒音・振動

### 1. 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境上の条件について、環境基本法の規定に基づいて、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が定められています。この基準は目標値であり、それを達成するために騒音規制法などの法律が定められています。

福岡県では、騒音規制法に基づく区域区分を基に地域類型を当てはめています。一般騒音と道路騒音に係る基準は、表5-1に示すとおりです。

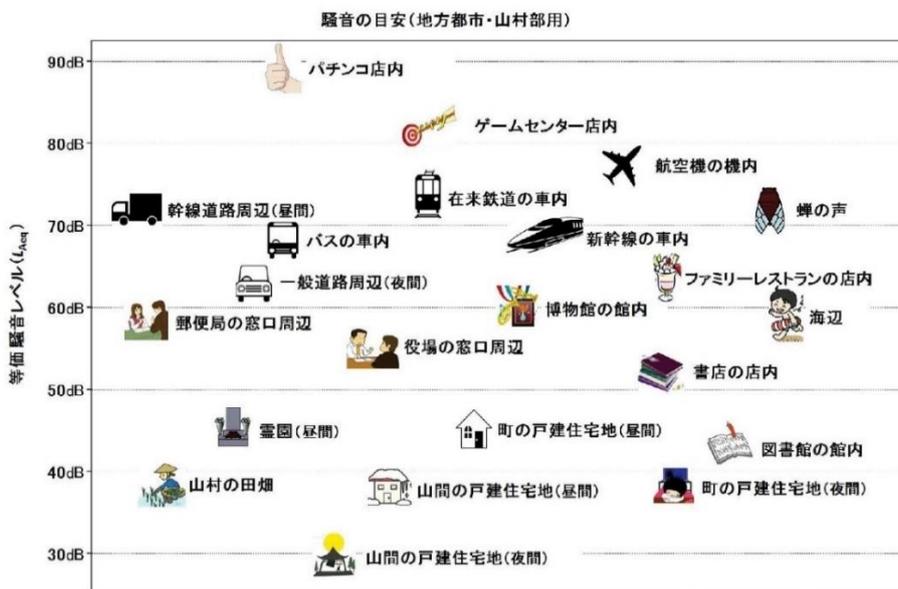
表5-1 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

騒音規制法に基づく区域区分	地域類型	基準値							
		一般地域		道路に面する地域					
				幹線交通を担う道路		2車線以上の路線を有する道路		1車線の路線を有する道路	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
第1種区域 (緑色)	A	55dB以下	45dB以下	70dB以下	65dB以下	60dB以下	55dB以下	55dB以下	45dB以下
第2種区域 (黄色)	B					65dB以下	60dB以下		
第3種区域 (桃色)	C	60dB以下	50dB以下			65dB以下	60dB以下		

- 備考1) 地域類型： A 専ら住居の用に供される地域  
 B 主として住居の用に供される地域  
 C 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
- 備考2) 昼間：6時～22時、夜間：22時～6時
- 備考3) 幹線交通を担う道路：国道、県道及び4車線以上の市町村道
- 備考4) 区域については、P35図5-1に図示

【資料：うみがめ課】

表5-2 騒音レベルと身近な音との比較



【資料：全国環境研協議会 騒音調査小委員会】

## 2. 道路交通騒音

市内の主要道路の道路交通騒音の現状を把握するため、騒音測定および交通量調査を行っています。騒音測定の結果、指定地域内の自動車騒音が環境省令で定める限度（要請限度）を超え、道路周辺的生活環境が損なわれると認める場合には、騒音規制法に基づき、県公安委員会に道交法に基づく交通規制等の実施の要請や道路管理者または関係行政機関に道路構造の改善に関し意見を行うことができます。

要請限度は表 5-3、調査概要と調査結果は、表 5-4～6 に示すとおりです。

表 5-3 自動車騒音の要請限度

区域の区分	騒音規制法に基づく指定地域	環境基準 類型	幹線交通を担う道路		2車線以上の路線を有する道路		1車線の路線を有する道路	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
a	第1種区域	A	75dB	70dB	70dB	65dB	65dB	55dB
b	第2種区域	B			75dB	70dB		
c	第3種区域	C					75dB	70dB

備考) 区域については、P35図5-1に図示

【資料：うみがめ課】

表 5-4 調査場所と路線名

路線名	調査場所	車線数
国道3号	若木台交差点付近	4
国道495号	福間病院前付近	2
県道飯塚・福間線	JAむなかた福間支店前付近	2
県道玄海・田島・福間線	旧JAむなかた宮司支店前付近 ↓※令和2年度より測定地点変更 福津市複合文化センター前付近	2

備考) 騒音計のマイクロホンは地面上1.2m～1.5mの高さとし、道路敷地境界付近に設置した。

【資料：うみがめ課】

表 5-5 騒音調査結果

(単位: dB)

道路名	年度	平成31年	令和2	令和3	令和4	令和5
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間
国道3号	昼間	70	70	70	72	71
	夜間	67	66	68	69	68
国道495号	昼間	63	64	65	65	66
	夜間	59	61	59	61	61
県道飯塚・福間線	昼間	58	60	60	60	60
	夜間	50	51	51	52	52
県道玄海・田島・福間線	昼間	63	63	63	63	63
	夜間	57	58	57	56	55

備考1) 昼間：6時～22時、夜間：22時～翌6時

備考2) 数値は24時間連続で毎正時から実測時間10分間の計測値を用いて算出した等価騒音レベル（LAeq）の値

備考3) 要請限度に対する評価は、通常、連続する7日間のうち当該路線を代表する3日間について測定した結果を用いることとなっている。

【資料：うみがめ課】

表 5-6 交通量調査結果

(単位:台)

道路名	年度	平成31年	令和2	令和3	令和4	令和5
	国道3号	昼間	471	495	488	468
	夜間	111	95	87	93	97
国道495号	昼間	188	198	196	199	192
	夜間	30	30	25	32	26
県道飯塚・福間線	昼間	77	95	98	89	85
	夜間	12	11	9	11	10
県道玄海・田島・福間線	昼間	141	78	76	81	82
	夜間	19	10	10	10	9

備考1) 昼間：6時～22時、夜間：22時～翌6時

備考2) 数値は24時間連続で毎正時から10分間の断面交通量を上下別に集計した「大型車」「普通車・軽自動車」「二輪車」の合計値

【資料：うみがめ課】

### 3. 騒音規制法における「特定施設」・「特定建設作業」

騒音規制法では、工場・事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設（特定施設）を設置する場合や著しい騒音を発生する建設工事の作業（特定建設作業）を実施する場合の市町村への届出を規定しており、騒音の事前防止を図っています。

表 5-7 騒音に係る規制基準等

都市計画法 8条1項1号	環境基本法 (環境基準) 16条1項 一般環境		騒音規制法										
			4条1項 特定工場等 (※2)				15条1項 特定建設作業						
	地域類型 (※1)	一般 地域	区域の区分	昼	朝・夕		夜	区域の区分	作業時刻	作業時間	連続作業時間	作業日	騒音の大きさ
用途地域		昼間 6時～22時			夜間 22時～6時	8時～19時							
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	A	55dB以下	45dB以下	第1種区域 (緑色)	50dB以下	45dB以下		1号区域	19時から7時でないこと	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと	85dB以下
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 その他の地域 (市街化調整区域等)	B			第2種区域 (黄色)	60dB以下	50dB以下							
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	C	60dB以下	50dB以下	第3種区域 (桃色)	65dB以下		55dB以下						

※1) 地域の類型  
 A 専ら住居の用に供される地域  
 B 主として住居の用に供される地域  
 C 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

※2) 特定施設が設置されている工場・事業場

※3) 災害等の事態、人の生命等の危険防止などについての作業を除く

※4) 区域については、P35図5-1に図示

【資料：うみがめ課】

表 5-8 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

(令和6年3月末日現在)

施設の種類	工場等実数	施設数
1 金属加工機械	4	27
2 空気圧縮機等	18	127
3 土石用破砕機等	1	4
4 織 機	0	0
5 建設用資材製造機械	1	1
6 穀物用製粉機	0	0
7 木材加工機械	3	5
8 抄紙機	0	0
9 印刷機械	0	0
10 合成樹脂用射出成形機	0	0
11 鋳造型機	0	0
合計	27	164

【資料：うみがめ課】

表 5-9 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(単位：件)

作業の種類	年度				
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
くい打機等を使用する作業	0	4	0	6	1
びょう打機を使用する作業	0	1	0	0	0
さく岩機を使用する作業	1	6	1	5	5
空気圧縮機を使用する作業	3	2	2	3	1
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0	0	0
バックホウを使用する作業	4	3	3	4	0
トラクターショベルを使用する作業	0	1	0	0	0
ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0
合計	8	17	6	18	7

【資料：うみがめ課】

#### 4. 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例における「特定施設」

福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例では、工場・事業場に設置される施設のうち、騒音規制法の対象を除く騒音を発生する施設（特定施設）を設置する場合の市町村への届出を規定しており、振動の事前防止を図っています。

表 5-10 福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく  
特定施設の届出状況

(令和6年3月末日現在)

特定施設の種類		特定施設数
イ 金属加工機械		2
イの内訳	1 圧延機械	0
	2 ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)	0
	3 せん断機(原動機を用いるものに限る。)	1
	4 プラスト	0
	5 高速切断機及びプラズマ切断機	1
	6 研磨機(工具用研磨機及び板金作業場で使用する研磨機を除く。亜鉛研磨機以外は、2台以上であること。)	0
ロ クーリングタワー(原動機の定格出力3.75キロワット以上のものに限る。)		2
ハ ドラム缶洗浄機(原動機を用いるものに限る。)		0
ニ ローターキルン		0
ホ 重油バーナー(重油の使用量が1時間50リットル以上のものに限る。)		2
ヘ 電気炉(変圧器の定格容量が1,000キロワルトアンペア以上のものに限る。)		0
合計		6

【資料：うみがめ課】

5. 振動規制法における「特定施設」・「特定建設作業」

振動規制法では、工場・事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設(特定施設)を設置する場合や著しい振動を発生する建設工事の作業(特定建設作業)を実施する場合の市町村への届出を規定しており、振動の事前防止を図っています。

表 5-11 振動に係る規制基準等

都市計画法 8条1項1号	振動規制法								
	4条1項			15条1項					
	特定工場等(※1)			特定建設作業					
用途地域	区域の区分	昼	夜	区域の区分	作業時刻	作業時間	連続作業時間	作業日	振動の大きさ
		8時 ～ 19時	19時 ～ 8時						
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	第1種区域 (緑色)	60dB 以下	55dB 以下	1号区域	19時から7時でないこと	1日10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと	75dB以下
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 その他の地域(市街化調整区域等)									
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第2種区域 (黄色)	65dB 以下	60dB 以下						

※1) 特定施設が設置されている工場・事業場  
 ※2) 災害等の事態、人の生命等の危険防止などについての作業を除く  
 ※3) 区域については、P36図5-21に図示

【資料：うみがめ課】

表 5-12 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

(令和6年3月末日現在)

施設の種類	工場等実数	施設数
1 金属加工機械	3	26
2 圧縮機等	8	37
3 土石用破碎機等	1	4
4 織機	0	0
5 コンクリートブロックマシン等	0	0
6 木材加工機械	0	0
7 印刷機械	0	0
8 ロール機	0	0
9 合成樹脂用射出成形機	0	0
10 鋳型造型機	0	0
合計	12	67

【資料：うみがめ課】

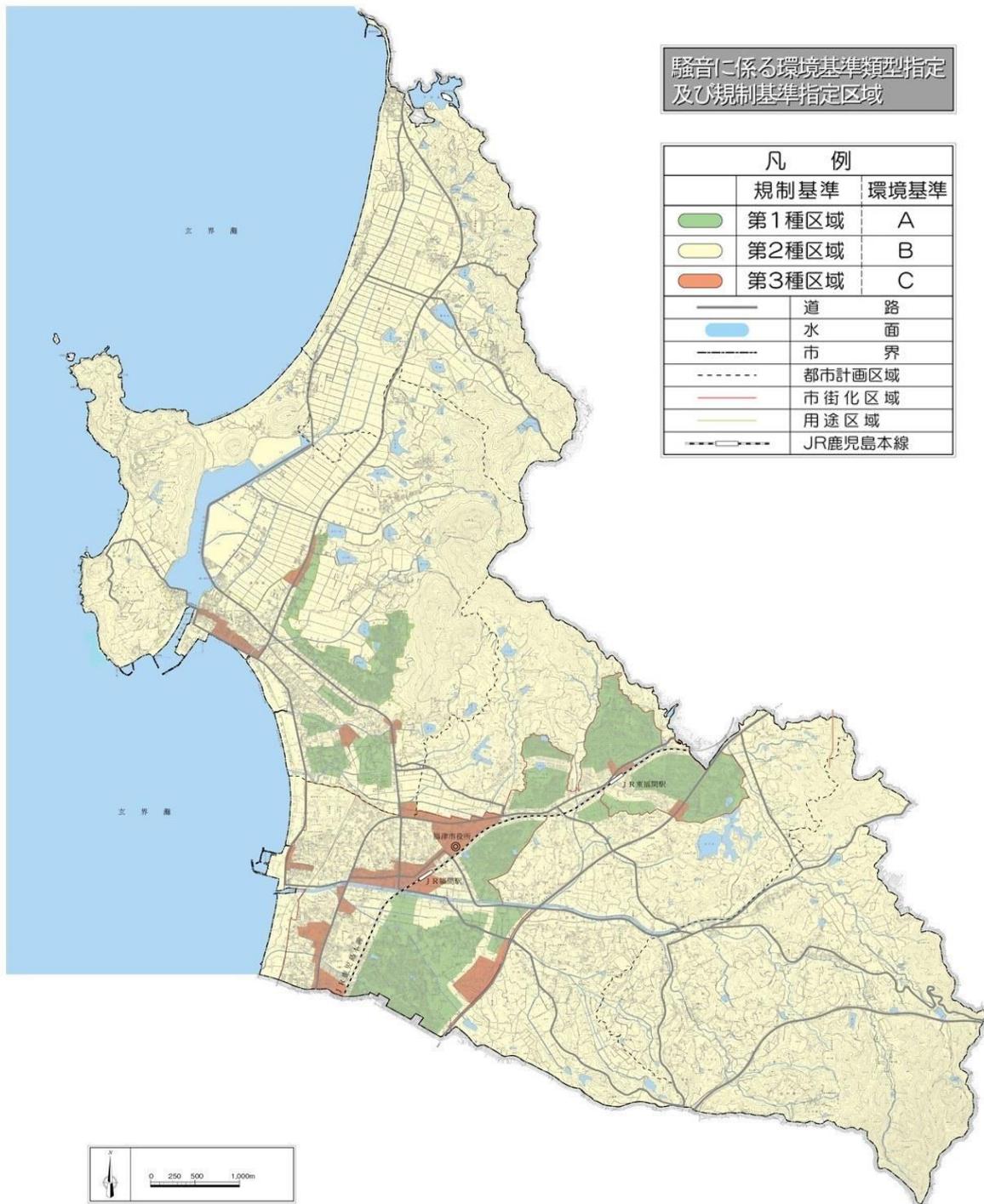
表 5-13 振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

(単位：件)

作業の種類	年度				
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5
くい打機等を使用する作業	1	5	0	5	2
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0
舗装版破碎機を使用する作業	0	0	0	0	0
ブレーカーを使用する作業	4	4	5	2	3
合計	5	9	5	7	5

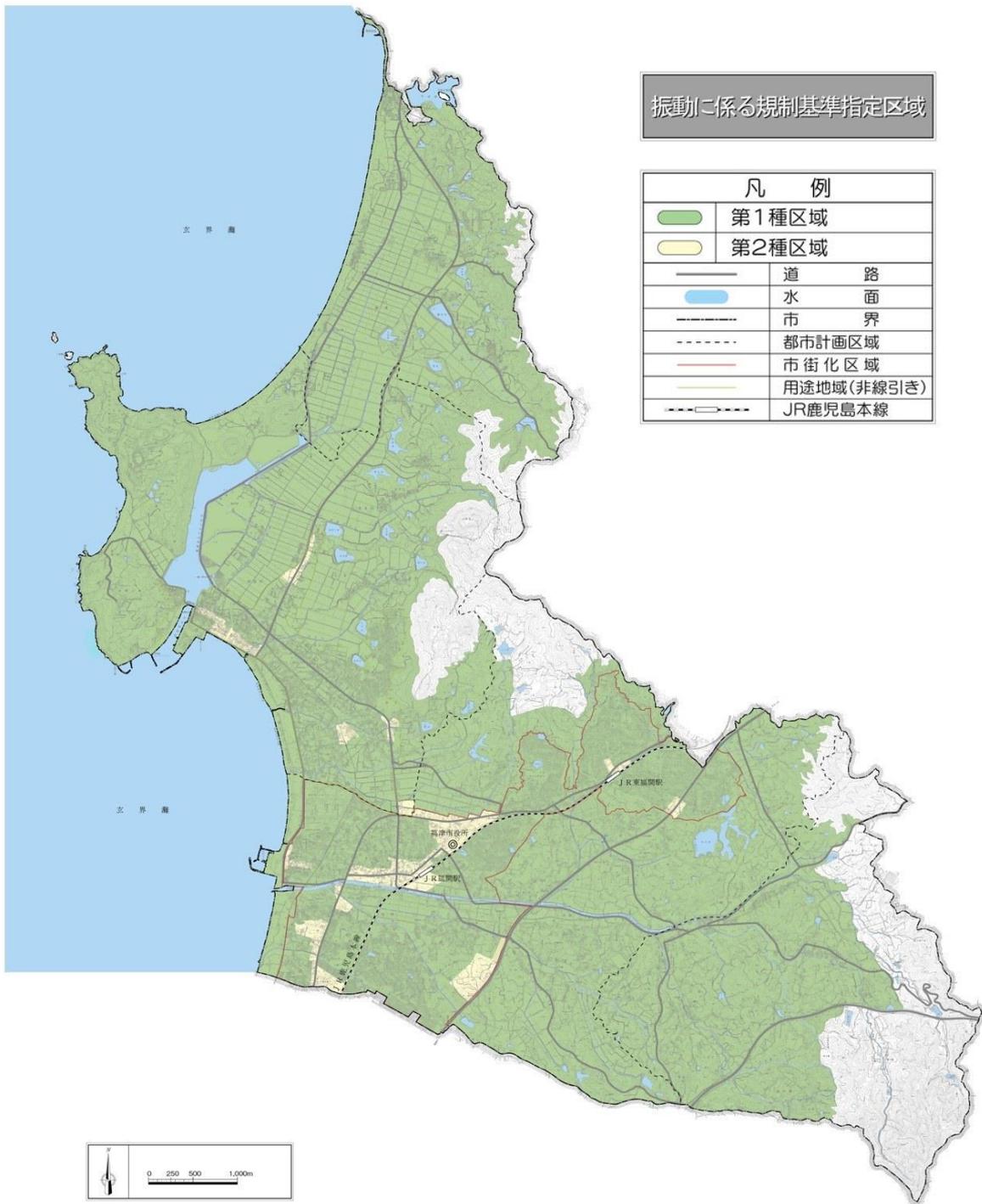
【資料：うみがめ課】

図 5-1 騒音に係る環境基準類型指定および規制基準指定区域



【資料：うみがめ課】

図 5-2 振動に係る規制基準指定区域



[資料：うみがめ課]